

# 介護予防サービスの利用のしかた

## 1 介護予防ケアプラン作成を依頼

地域包括支援センター等(住んでいる地区を担当する地域包括支援センターや、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所)に連絡します。  
※地域包括支援センターについては46ページへ。

## 2 地域包括支援センターの職員等との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

## 3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

## 4 サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。 [23ページへ](#)

松山市が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。 [32ページへ](#)

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

## 評価・見直し

地域包括支援センター等は、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

## 介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)が利用できます

介護予防訪問介護(ホームヘルプ)と介護予防通所介護(デイサービス)は、訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。

訪問型サービスと通所型サービスでは、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、民間企業などによる柔軟で幅広いサービスを提供します。

一人ひとりの生活に寄り添うサービスを提供することで、利用者みなさんを支援します。利用手順やサービスの内容については、32ページをご覧ください。



地域密着型介護予防サービスは [26ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [28ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [29ページへ](#)

# 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。



従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして松山市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。訪問型サービス、通所型サービスについては、33ページをご覧ください。

## 訪問してもらい利用するサービス

### 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

#### ●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------



### 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

#### ●利用者負担のめやす

1回※	298円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。



医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
歯科医師が行う場合 (月2回まで)	517円

介護予防訪問看護

医師の指示で看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含みます。  
※食費、日常生活費は別途必要です。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

※費用は施設の種類やサービスによって異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、日常生活費、滞在費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、日常生活費、滞在費は別途必要です。